

サービス付き高齢者向け住宅 **ヴィラ湖水苑**

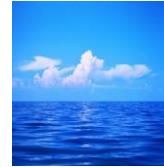
<介護予防特定入居者生活介護施設>

<特定入居者生活介護施設>

重要事項説明書

社会福祉法人壽光会

重要事項説明書



1. 経営法人

法人名	社会福祉法人 壽光会
法人所在地	出雲市湖陵町差海 318-1
電話・F a x	電話 (0853) 43-8955 Fax (0853) 43-0995
代表者名	馬庭 稔
設立年月日	平成 13 年 3 月 16 日

2. 施設の概要

施設名	特定施設入居者生活介護 ヴィラ湖水苑
施設所在地	出雲市湖陵町差海 318-1
施設長	大國 裕子
電話・F a x	電話 (0853) 43-8955 Fax (0853) 43-3955
開設年月日	平成 24 年 5 月 1 日
事業所指定番号	3 2 7 0 4 0 2 0 9 6
指定年月日	平成 24 年 11 月 1 日
定員	40 名
施設の目的	入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう高齢者の居住の安定を確保し、介護保険法第 18 条 11 項に規定する介護福祉施設サービスを適切に提供することを目的とする。
施設の運営方針	① 入居者の人権を尊重しプライバシーの保護に十分配慮したサービスの提供を目指す。 ② 入居者のニーズを的確に捉え、適切なサービスが行えるように努める。 ③ サービスの提供にあたっては、入居者・家族等に関係資料を用いて十分に説明し、理解・同意を得て実施する。 ④ 質の高いサービスが提供できるように専門性を高める研修の実施と職員の自己研鑽を推進する。 ⑤ 地域との連携を強化した施設づくりに努める。

3. 法人が実施する他の介護・保育サービス

サービスの種類	島根県知事の事業所指定		定員
	指定年月日	指定番号	
介護老人福祉施設	平成 13 年 4 月 1 日	3271690061	80 人
認知症対応型生活介護	平成 13 年 4 月 1 日	3271600342	18 人
通所介護（湖水苑） 休止中	平成 17 年 4 月 1 日	3270400801	15 人
通所介護（相生）	平成 18 年 4 月 1 日	3270401114	15 人
保 育 事 業	平成 22 年 4 月 1 日		110 人

4. 施設の概要

(1) 構造等

敷地面積	6123.17 m ²
建物構造	木造平屋建（準耐火構造）
延べ床面積	1449.65 m ²

(2) 居室の状況

居室の種類	居室数	床面積	備 考
一 般 居 室 A	26 室	19.04 m ²	トイレ付き
特 別 室 B	8 室	19.04 m ²	シャワー・トイレ付き
特 別 室 C	2 室	28.10 m ²	バス・トイレ・ミニキッチン付き
特 別 室 D	4 室	19.52 m ²	トイレ付き

(3) 主な諸室

諸 室	室 数	面 積	備 考
食 堂	4 室	144.00 m ²	1 ユニット 10 名に 1 室
機能訓練室	1 室	73.82 m ²	
浴 室	5 室	32.25 m ²	2 か所は介護浴室（リフト付き）
医務 室	1 室	12.12 m ²	医務室

(4) その他設備

- ・スプリンクラー ・ナースコール ・緊急通報装置 ・防音使用
- ・各居室、省エネLEDを使用しています。省エネサッシ（ペガラス）を使用しています。

5. 職員体制

(1) 職員の配置状況

職 種	業 務 内 容	常 勤	非常勤
施設長	施設の業務を統括し、職員を指揮監督します。	1人 (兼務)	
管理者・生活相談員	入居者の生活全般についての相談・援助等を行います。	1人 (兼務)	
介護支援専門員	入居者の介護サービスに係る計画の作成等の業務を行います。	2人 (兼務)	
看護職員	入居者の健康管理・保健衛生業務を行います。	1人	3人
機能訓練指導員	入居者の身体機能の維持・改善等のための訓練を行います。	1人	
介護員	入居者の日常生活に必要な介護等を行います。	9人	9人
管理栄養士	献立作成・入居者の食事全般に関する栄養指導等を行います。	1人	
調理員	調理業務を行います。	9人	
事務員	会計事務・給与事務・その他の庶務を行います。	1人	
警備員	夜間及び休日の防犯・防災・緊急時の対応を行います。	1人	

(2) 主な職員の勤務時間

職 種	勤 務 時 間	備 考
施設長・管理者	平 日 8：30～17：30	
事務員	平日・土曜日 8：30～17：30	
生活相談員	平 日 8：30～17：30	
介護支援専門員	8：30～17：30	
介護員	早 番 7：00～16：00	
	日 勤 8：00～17：00	
	遅 番 11：00～20：00	
	夜 勤 18：00～ 9：00	
看護職員 (機能訓練指導員)	日 勤 8：30～17：30	

6. 施設サービスの内容

・施設サービス計画に基づく、食事・入浴・排泄・離床・着替え・整容等の介護行います。
・機能訓練を行います。
・健康相談及び必要に応じてバイタルチェックを行います。
・食事については、栄養士を配置し栄養相談や治療食の提供を行います。
・生活相談・助言（生活全般に関する諸問題）を行います。
・生活サービス（生活必需品の購入・代金の立替え払い・手続きの代行等行います。）
・郵便物管理・お届けサービスをします。
・レクリエーション行事の実施をおこないます。
・地域交流を行います。
・水辺の音楽祭（花火大会）、文化祭など。

7. 利用料支払方法（利用料は別紙1参照）

1カ月毎に計算し（末日締め）、翌月の15日までに請求書をお送りしますので、到着月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

口座引き落としによる支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・山陰合同銀行 →請求到着月の22日（手数料54円） ・島根県農業協同組合→ 請求到着月の26日（手数料54円） ・島根中央信用金庫→請求到着月の26日（手数料54円） ・ゆうちょ銀行→ 請求到着月の26日（手数料10円）
金融機関窓口から当苑の口座宛の振り込みによる支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・振込先 ①山陰合同銀行 出雲支店 普通預金 3968999 ②山陰合同銀行 江南出張所 普通預金 2178464 ③島根県農業協同組合湖陵支店 普通預金 4087028 <li style="padding-left: 20px;">①②③ 名義人 湖水苑 理事長 馬庭 稔 ④島根中央信用金庫出雲西支店 普通預金 0039893 <li style="padding-left: 20px;">名義人 社会福祉法人壽光会 理事長 馬庭 稔 ⑤ゆうちょ銀行 一三九店 当座預金 0062770 <li style="padding-left: 20px;">名義人 フク) ジュコウカイ ※ 振り込み手数料はご負担ください。
当苑事務所窓口での現金支払	土日祝日、及び12月29日～1月3日はご遠慮下さい。

8.入居・退居について

(1) 入居の手続きについて

- ① 入居を希望される方は、入居申込書（専用様式）に必要事項を記入の上、提出します。
- ② 定められた入居資格等について確認します。
- ③ 入居にあたっては、施設内に設置する「入居検討委員会」において、入居の可否を検討いたします。
- ④ 入居時に重要事項を説明した後、入居契約を締結し、サービスの提供を開始します。

(2) 退居の手続きについて

- ① 入居者が亡くなった場合。
- ② 法人が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事情により施設を閉鎖した場合。
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、施設サービスの提供が困難になった場合。
- ④ 入居者から契約解除の申し出がなされた場合。
この場合、退居希望日の7日前までに申し出て下さい。
- ⑤ 施設から退居の申し入れを行う場合。
 - ・入居者に支払能力があるにもかかわらず利用料等の支払いが、3ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらず支払わない場合。
 - ・入居者が、他の入居者若しくは施設に勤務する職員の生命・身体・財産又は信用を傷つける等の行為を行い、相当期間にわたる指導にもかかわらず、その状況の改善が見込まれない場合。
 - ・入居者が医療機関へ入院する必要が生じた場合で、その後の医療的行為が当施設で受け入れが不可能な場合。
 - ・施設が身元引受人にお願いしていることを、協力してもらえない場合。(10に記載)

9. 施設利用上の留意事項

- ① 施設の居室や設備・器具は、本来の用法に従ってご利用ください。
- ② 政治活動・宗教活動は、個人的には自由ですが、他入居者への勧誘活動や布教活動はご遠慮ください。また、周囲に迷惑となるような行動は控えてください。
- ③ 喫煙は、所定の場所以外ではできません。
- ④ 外出又は外泊する場合は、施設に申し出てください。
- ⑤ 騒音等他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮願います。
- ⑥ 生もの等の多量の持ち込みは、ご遠慮下さい。
*他、サービス付高齢者向け住宅の入居規約に従ってください。
- ⑦ 今後社会情勢の物価上昇をみて、利用料の改定を利用者または身元保証人に話し同意を得て改定するものとする。

10. 身元引受人

- ① 入居者が医療機関に受診(初診・検査が必要な場合・緊急時)又入院することになった場合、入院手続きが円滑に行えるように協力して頂きます。
- ② 施設を退所する場合は、施設と連携して入居者の状態に見合った適切な受け入れ先を確保するために協力して頂きます。
- ③ 入居者がお亡くなりになった場合、遺体及び所持品の引き取りをお願いします。
- ⑤ 上記②、③で退居した場合、居室の原状回復に協力して頂きます。(敷金より)

11. 非常災害時の対応

避難訓練	総合防災訓練：年2回			
協力体制	出雲西消防署(多伎分署)			
防火設備	スプリンクラー	全館	屋内補助散水栓	4ヶ所
	消火器	9台	火災通報装置	有
	誘導灯	有		
防火管理者	大國 裕子			

12. 事故発生時の対応

施設サービスの対応により事故が発生した場合は、速やかに市町村・家族等関係機関に連絡を行い必要な対応を行います。

13. 苦情・相談受付

苦情・相談窓口 : 生活相談員 遠藤 味妃
第三者委員 : 神谷 哲男 電話 0853-43-1654
園山 正枝 電話 0853-43-3620

苦情等解決責任者 : 管理者 大國 裕子

行政機関

名称	所在地	電話番号
出雲市介護保険課	出雲市今市町70	0853-21-2211
国民健康保険団体連合会	松江市学園1丁目7-14	0852-21-2113
島根県運営適正化委員会	松江市東津田1741-3	0852-32-5913

苦情等の解決体制

* 提供する施設サービス等に関する相談・苦情については、社会福祉法人 壽光会苦情解決実施要領に基づき適切に対応します。

14. 虐待防止・身体拘束廃止の為の措置

(1) 虐待防止

研修を通じて職員の人権意識の向上、相談できる体制・機会をつくります。

(2) 身体拘束

入居者に対し身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は、行いません。但し、入居者等の生命又は身体に危険がある場合は等緊急やむを得ない場合は、次のとおり対応します。

- ・緊急やむを得ない場合に該当する場合は、身体拘束廃止委員会で検討します。
- ・緊急やむを得ないと判断した場合は、家族等へその内容・目的・理由・拘束の期間等詳細に説明し同意を得た上で行います。
- ・拘束期間は、入居者の日々の心身の状態等を観察し記録します。
- ・その要件に該当しなくなった場合は、速やかに身体拘束廃止委員会で検討し身体拘束を廃止します。

15. 衛生管理

施設の設備及び備品等について、消毒等の衛生管理を徹底します。又、空調設備により適切な温度管理を行います。

入居者、職員ともに手洗い、うがいを励行し感染予防の徹底に努めます。

16. 医療体制

入居者の病気の予防、早期発見のため日々の健康管理を行います。

協力医院　　：　武田クリニック（神西沖町）　　田原歯科（知井宮町）

協力病院　　：　出雲市民病院（今市町）　　県立中央病院（姫原町）

17. 個人情報の使用及び管理

入居者及び家族の等の個人情報については、社会福祉法人壽光会は保有する個人情報の保護に関する規程（別紙）に基づき、適切に管理します。

附則

1. 本重要事項説明書は、平成 24 年 11 月 1 日から適用する。
2. 本重要事項説明書は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
3. 本重要事項説明書は、平成 26 年 6 月 1 日から適用する。
4. 本重要事項説明書は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
5. 本重要事項説明書は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。
6. 本重要事項説明書は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
7. 本重要事項説明書は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
8. 本重要事項説明書は、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

9. 本重要事項説明書は令和3年4月1日から適用する。
10. 本重要事項説明書は令和4年1月1日から適用する。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

年 月 日

事業者 住所 : 島根県出雲市湖陵町差海 318-1
事業者名 : 社会福祉法人 壽光会
施設名 : ヴィラ湖水苑
代表者名 : 施設長 大國 裕子 印

説明者 職名 : 生活相談員
氏名 : 遠藤 味妃

私は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

年 月 日

入居者 住所 :
氏名 : 印

代理人（選任した場合） 住所 :
氏名 : 印

身元引受人 住所 :
氏名 : 印

別表 1

特定施設入居者生活介護(介護保険)

(円)

	要支援 1	要支援 2	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5	備考
1日単価	182	311	538	604	674	738	807	1割
個別機能訓練加算	12	12	12	12	12	12	12	1日12単位
特定施設サービス 提供体制加算Ⅱ	18	18	18	18	18	18	18	1日18単位
介護職員処遇改善 加算(Ⅰ)	1カ月利用料の8.2%							
介護職員特定処遇 改善加算(Ⅱ)	1カ月利用料の1.2%							

*介護保険適用外として、おむつ代、日常生活費用、介護保険給付対象外の介護サービス費用・室料・食費・管理費等が自己負担です。

*所得により、2割負担の方もおられます。

*今後社会情勢の物価の上昇をみて、事業者は利用者に利用料の改定を話し同意を得て改定します。

室料 : 一般居室 A (26室) 50,000円
 特別室B (8室) 55,000円
 特別室C (2室) 70,000円
 特別室D (4室) 65,000円

*入院等により利用がない場合も全額必要になります。

食費 : 朝 320円 昼 640円 夕 640円 = 1日食費 1,700円

おやつ代 100円 (1日)

月額 (30日) 51,000円

*外出等で欠食する場合は、1日前に届け出が必要です。

共益費 : 共有部分の電気代・電球・掃除・共用水栓の水道料、ゴミ処理、共用施設の維持管理等です。

非該当者、要介護者共に 14,000円です。

*入院等により利用がない場合も全額必要になります。

個室電気使用料 : 各部屋に個メーターを付けています。

*別紙の電気使用量徴収について参照。(中国電力の料金表に準ずる。)

水道使用料：特別室Cには風呂の設備があるために料金を徴収します。

*出雲市の下水道料金表によります。

寝具料：ベッドマット・寝具類（シーツ交換含む）の利用料金として3,000円です。

サービス費：24時間安心して安全に過ごしていただく生活支援に使う諸経費としての24,000円です。

*緊急時対応…緊急通報、安否確認、救急車対応

*生活支援…食事の準備、生活相談、洗濯サービス、喫茶、お部屋の掃除、外出支援、買い物代行、郵便物管理・お届けサービスを行います。

*健康観察…バイタルチェック、配薬・服薬管理、看護処置等

そ の 他 ：	駐車場使用料	月額	1,000円
	ゲストルーム宿泊1泊		2,000円（食費別・事前予約必要）
	体験入居1日あたり		5,000円（+食費）
	受診（緊急）の付き添い1時間		1,000円（以後、30分を増すごとに500円）
	おむつ代		実費
	クリーニング代		実費
	理髪代		実費
	予防接種代		実費
	個人の日用品・衣類等		実費
	外食・出前等		実費
	電話代		実費
	ケーブルテレビ代	月額	100円
	居室の電球代		実費



